



令和3年4月から 地域包括支援センターが新しくなります

「地域包括支援センター」は、鈴鹿亀山地区広域連合が設置をしている総合相談窓口です。高齢者のみなさんがいつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな相談ごとについて、関係する機関と連携を図り、支援に努めています。近年では、高齢者ご本人、ご家族の方だけではなく、地域の方からの相談も増加傾向にあり、相談内容も複雑化しています。

そこで、本広域連合では、より相談体制を充実、強化するために、令和3年4月から日常生活圏域を見直し、それに伴い、地域包括支援センターを増設し、名称を変更します。

地域のみなさまと連携を図り、共に支えるまちづくりを目指し、介護保険事業を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。



《日常生活圏域の位置》



《鈴鹿市の 地域包括支援センター 一覧》

令和3年2月

地域包括支援センター名 愛 称	現在の連絡先	法人名	担当する地域づくり協議会・活動団体
鈴鹿第1地域包括支援センター な ん て ん	059-373-6031 (鈴鹿西部地域包括支援センターかさど)	医療法人 誠仁会	加佐登地区まちづくり協議会 石薬師地区明るいまちづくり協議会 久間田地域づくり協議会 椿地区まちづくり協議会 深伊沢地域づくり協議会 鈴峰地区地域づくり協議会 庄内地区地域づくり協議会
鈴鹿第2地域包括支援センター あ ん ず	059-370-3751 (鈴鹿西部地域包括支援センター)	医療法人 誠仁会	国府地区まちづくり協議会 庄野地区まちづくり協議会 牧田地区地域づくり協議会 マイタウン井田川まちづくり委員会
鈴鹿第3地域包括支援センター や ま ぶ き	059-384-4165 (鈴鹿北部地域包括支援センター)	医療法人 博仁会	河曲地区地域づくり協議会 一ノ宮地域づくり協議会 神戸まちづくり協議会
鈴鹿第4地域包括支援センター わ か た け	059-385-7770 (くすのき園)	社会福祉法人 慈童会	長太地区まちづくり協議会 和の街箕田地域づくり協議会 若松地域づくり協議会
鈴鹿第5地域包括支援センター ひ い ら ぎ	059-373-4650 (桜の森白子ホーム)	社会福祉法人 サムス会	玉桜まちづくり協議会
鈴鹿第6地域包括支援センター つ ゆ く さ	059-389-5959 (かなしょうず園)	社会福祉法人 天年会	夢ある稲生まちづくり協議会 飯野地区地域づくり協議会
鈴鹿第7地域包括支援センター り ん ど う	059-380-5280 (鈴鹿南部地域包括支援センター)	社会福祉法人 伊勢湾福祉会	白子地域づくり協議会設立準備委員会 鼓ヶ浦地区まちづくり協議会 愛宕地域づくり協議会 旭が丘地区まちづくり協議会
鈴鹿第8地域包括支援センター ふ し	059-372-3128 (ルーエハイム)	社会福祉法人 博愛会	栄地区地域づくり協議会 郡山まちづくり協議会 天名まちづくり協議会 合川地区地域づくり協議会

※ 令和3年4月からの地域包括支援センターの住所・電話番号は、後日ご案内します。

《亀山市の 地域包括支援センター 一覧》

令和3年2月

地域包括支援センター名 愛 称	現在の連絡先	法人名	担当するまちづくり協議会
亀山第1地域包括支援センター ぼたん	0595-83-1294 (安全の里)	社会福祉法人 安全福祉会	井田川北まちづくり協議会 井田川地区南まちづくり協議会 川崎地区まちづくり協議会 野登地区まちづくり協議会 東部地区まちづくり協議会 南部地区まちづくり協議会 昼生地区まちづくり協議会
亀山第2地域包括支援センター もくれん	0595-83-1294 (安全の里)	社会福祉法人 安全福祉会	白川地区まちづくり協議会 神辺地区ふれあいまちづくり協議会 野村地区まちづくり協議会 城東地区まちづくり協議会 城西地区まちづくり協議会 城北地区まちづくり協議会 御幸地区まちづくり協議会 本町地区まちづくり協議会 北東地区まちづくり協議会 天神・和賀地区まちづくり協議会 関宿まちづくり協議会 関北部地区まちづくり協議会 関南部地区まちづくり協議会 坂下地区まちづくり協議会 加太地区まちづくり協議会

※ 令和3年4月からの地域包括支援センターの住所・電話番号は、後日ご案内します。

《新しい地域包括支援センター Q&A》



Q 担当の地域包括支援センターが変わると何がかわるのですか？

A 地域の担当が変更されることとなりますので、高齢者の方に関わる相談窓口が変更されます。

また、介護予防サービスなどの相談先やサービスの調整先も変更されます。

Q これまで使っていたサービスはどうなりますか？

A 担当の地域包括支援センターが変更されることで、現在ご利用中の介護予防サービスに影響が出ることはありません。

Q 担当の地域包括支援センターが変わると、何か手続きが必要ですか？

A 介護予防サービスなどを利用している方は、手続きが必要となります。

介護予防サービスなどの利用に支障が出ないように、手続きのために2月から4月末までの間に、担当職員やケアマネジャーがご自宅へお伺いしますので、ご協力をお願いいたします。

手続きなどの際に料金は発生いたしません。

Q 相談などで連絡を取りたいときはどうしたらよいですか？

A 新しい相談窓口は4月1日からとなりますので、3月までの相談は、現在担当している地域包括支援センターが対応させていただきます。

新しい地域包括支援センターの連絡先は、広報すすか3月20日号に折り込みの「広報すすかかめやま地区広域連合」と、鈴鹿亀山地区広域連合ホームページでご案内します。

